

Newsletter

ATSUMI & SAKAI TOKYO | LONDON | FRANKFURT www.aplaw.jp



▶ Vietnam Practice Team Newsletter

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニューズレターを隔月でお届けしています。 当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC)と 提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、 企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

ベトナムにおける新型コロナウイルス対策について法務上の留意点 - 不可抗力条項適用、テレワーク、休業時の賃金支払い等について -

| Page 1/4 |

2020年4月 No.VNM_022

はじめに

新型コロナウイルス感染症が拡大し、ベトナムにおいても飲食業を含む多くの一般消費者向けのサービス提供が一時停止となり、 外国人の入国も原則として不可能となる等、日系投資家の投資活動にも多大な支障が出ています。 以下では、ベトナムにおける事業活動において影響があると思われる法務のトピックを取り上げ解説します。なお、本稿は 2020 年

以下では、ベトナムにおける事業活動において影響があると思われる法務のトピックを取り上け解説します。なお、本稿 3月31日時点の情報に基づき執筆しております。

新型コロナウイルスに関連する 主な政府決定など

ベトナム政府は、早くからコロナウイルス感染症対策に注力をしており、2020年1月31日付けで首相から関係省庁および地方政府に対し祭典の中止と祭典への参加自粛を含む指示が出され、同年2月3日からハノイ・ホーチミンを含む各地において学校の休校措置が取られた他、関連省庁や地方人民委員会からも、各種の決定や通知が出されてきました。

2020年2月1日付首相決定第173/QD-TTg号によると、コロナウイルス感染症は感染症予防管理法(法律第03/2007/QH12号)上の分類(同法第3条第1項)のうち、最上位のAグループに該当するとされています。Aグループに該当する感染症は、感染拡大が非常に急速、かつ広範囲に伝染し、高い死亡率を有する、または未知の病原体によるものであるとされています。

特に日系企業の事業活動に影響の大きいものとしては、2020年3月31日付首相指示第16/CT-TTg号が挙げられます。同指示においては、2020年4月1日から15日までの期間において全国規模の社会隔離が実施されることとされ、全国民の自宅待機、不要な外出の自粛、公共の場所において3人以上で集まることの禁止に加え、生活に必要となる商品及びサービスを提供する企業を除き、あらゆる経済活動は停止しなければならないとされました。同指示についての報道直後、停止の対象となる経済活動の範囲が明確でなく、大きな動揺が広がりましたが、同日マイ・ティエン・ズン官房長官は、国営企業以外の企業については、企業の長が、ウイルス感染の状況に応じて引続き社員に出勤をさせるか否かを自ら決めるべき旨発言しています。もっとも、ITを駆使した対応が推奨されている他、事業活動を継続する場合においても、関連法令遵守と感染防止に向けた体制構築が重要となるでしょう。

企業間取引への影響

首相指示第 16/CT-TTg 号による経済活動の停止措置を受け、 現実に役務の提供が困難となる業種も見受けられるようになって きました。

以下、当事者間の契約、法令における不可抗力条項の援用に ついて解説します。

(1) 契約上の不可抗力条項の援用

取引先との契約書において、自然災害や戦争など、契約当事者 の支配を超えた事象が発生した場合における債務の不履行を 免責する「不可抗力条項」が規定されていることが多いと思われます。

不可抗力条項では、不可抗力事由として「感染症」、「疫病」等が明記されていることがあるほか、「その他の事由」として 感染症の流行を読み込むことも考えられるでしょう。

実際に不可抗力条項の援用を検討すべき状況が生じることが 予測される場合、不可抗力条項は本来例外的に適用されるべき 条項でもあるので、まずは早期に取引先と納期の延期や代替 措置適用の可否などについて協議をすべきでしょう。不可抗力 条項援用が望ましいと思われる場合においても、適用可否は 一律には判断できないため、個別のケースごとに、業務の性質、 履行状況、当該地域における感染状況、業務の履行と業務遂行 が困難となる因果関係といった事情を専門家の意見も踏まえ、 具体的に分析すべきでしょう。

| Page 2/4 |

2020年4月 No.VNM_022

(2) 法令上の不可抗力条項の援用

当事者間の合意書面などにおいて不可抗力時の措置について 合意していない場合、ベトナム法令上の不可抗力条項の該当性 について検討することになります。

不可抗力については、民法に定義規定が置かれています。それによると、「不可抗力事象」とは、予見することができず、必要かつ能力が許す限りの措置をすべて実施したとしても克服することができない、客観的に生じる事象であるとされています(同法第 156 条第 1 項)。そして、不可抗力事象が発生した場合には、別段の合意又は法令上の規定がない限り、債務者は不履行に基づく民事上の責任を負わないとされています(同法第 351 条第 2 項)。

商法においても、不可抗力事象により違約した当事者は責任 免除を受けることができるとされています(第 294 条第 1 項 第 b 号)が、免責を主張する当事者は、不可抗力事象の発生 及びその結果について即時に書面で通知するとともに、不可 抗力事象援用に際しての立証責任を負うとされています(同条 第 2 項及び同法第 295 条 2 項、3 項)。すなわち、不可抗力事象 の発生から遅れをとった、ないし事後的に為された主張は認め られないことになるため、新型コロナウイルス感染症による 不可抗力援用が必要となることが予見される事象が発生した 場合においても、早期に法令に従った措置を取る必要があります。

労務管理

労働衛生安全法上、雇用者は、労働過程に生じる危ない又は 有害な要素をコントロール、排除、予防の手段が優先すべきと の原則が規定され(同法第5条2項)、事業所においての労働 安全衛生を確保する責任を負うと定められているため(同法 第7条2項)、事業所内における勤務を継続させる場合、新型 コロナウィルスのような感染症が事業所内で感染拡大しないよう、 マスク、消毒の推奨や、従業員の健康管理の徹底、体調不良の 従業員の取り扱いなどについて十分に配慮すべきでしょう。

以下、労務上の留意点について解説します。

(1) テレワーク

ベトナムにおいても、自主的に、在宅執務(テレワーク)を実施 する企業が多くなってきている印象です。

労働法上、労働者の勤務場所については、労働契約、または 両当事者のその他の合意で定めるとされています(同法第30条)。 したがって、テレワークを実施するに際しては、就業規則や 労働契約において、在宅執務について特段の規定がない場合、 別途労働契約の附属書を作成するなどして、勤務場所について より柔軟な規定にすることを合意することや、今後も見据え 労働契約を改訂しておくことも考えられるところです。

(2) 従業員の感染が疑われる場合

労働者が体調不良などを自覚した場合、社会保険制度を利用し、 疾病手当の受給を受けられる可能性があるほか、労働者が自主的 に有給休暇を取りうることは通常の病欠の場合と同様で可能です。

一方で、労働者の体調不良が疑われる場合、使用者が、体調不良の兆候を有する労働者に対して、一方的に出勤停止の指示するような場合を想定した法令上の規定は見受けられませんが、個別に体調を確認し病院での受診を促すことや、任意に有給を取得の上での自宅休養を促すといった措置が実務的には考えられるところです。

(3) 休業時の賃金等の取り扱い

飲食店など休業が命じられている業種以外の業種でも、業務や賃金の支払い継続が困難となる事態も予測されるところです。

両当事者の過失に基づかない、危険な疾病を含む客観的原因により業務が停止される場合、雇用者は、賃金として地域最低賃金を下回らない範囲で、両当事者間が合意する金額を支払うものとされています(労働法第98条3項)。この点について、労働・傷病兵・社会問題省からオフィシャルレター第1064/LDTBXH-QHLDTL号が発出されており、①当局の要請により従業員が隔離される場合、②外国籍の従業員がベトナムに入国し就労することができない場合、③(①②の結果として)労働力が不足し会社または該当する部門の運営が不可能となり、業務を停止しなければならない場合において、上記措置をとることが認められることが確認されています。

加えて、同オフィシャルレターでは、原材料の調達及び製品販売について困難に直面している企業については、①労働契約と異なる業務へ少なくとも従来の85%の賃金を支払っての異動(労働法第31条)、②休業期間が長期化し、企業の支払い能力に影響が生じる場合において、当事者間の合意による労働契約の一時的履行停止(労働法第32条)、③生産削減を要する場合には、労働契約の解除(労働法38条)または法定の整理解雇手続き(労働法第44条)を実施しうることが確認されています。ただし、特に労働契約を解除するような場合、トラブルを避けるためにも専門家の助言を得ることが望ましいでしょう。



2020年4月 No.VNM_022

企業イベント、セミナー等の開催

従前、首相指示などによりイベントの自粛が要請されており、2月に開催が予定されていた「第7回ジャパンベトナムフェスティバル」をはじめ、ベトナム国内における各種のイベントが中止、延期やウェブでの開催(ウェビナー)に切り替えられてきました。

こういった動きを受けて、日系企業や日本人コミュニティの間でも会合やイベント開催の自粛、延期といった動きが広がっておりますが、首相指示第 16/CT-TTg 号による社会隔離の方針も踏まえると、会社の内外を問わず、イベントや集会は、当面自粛、ないしウェブベースでの開催とするなどの工夫をすべきでしょう。

ベトナムへの入国について

首相府通知第 118/TB-VPCP 号に基づき、2020 年 3 月 22 日より、全ての外国人の入国を停止する旨が発表されており、外交や公務などでの目的の場合を除き、原則的に、外国人の入国は事実上できない状況となっております。

また、ベトナム人を含む、ベトナムに入国する全ての者に対して 強制的隔離措置が適用されています。外国籍の専門家、企業 管理者、高度技術者などは、出国する国の管轄機関により発行 される「新型コロナウイルスに陰性であることに関する確認証」 を取得後にベトナムに入国し、ベトナム当局から承認された場合 にのみ、入国することができるとされています。ただし、入国 が認められた場合においても、国籍を問わず、自宅ないし在留 住所における隔離措置の適用対象となります。

最後に

上記で紹介した法令のほか、税や社会保険について納付期限の 延期が適宜検討されるなど、当局からは関連して引き続き重要 な法令やガイダンスが発出されることが予想されるため、法令 情報のアップデートが重要となります。

一方、新型コロナウイルス感染症収束後においては、取引先と の契約における不可抗力条項の確認や、在宅執務を可能とする 社内規定の整備について今一度検討することが考えられます。

他プラクティスグループのニューズレターも配信しております。 配信を希望される方は下記メールアドレス宛にご連絡ください。 広報部宛 prcorestaff@aplaw.jp

※お名前、部署、役職をご明記ください。 また、下記の一覧よりご興味ある分野をお選びください。

【日本語】

- □ジェネラル/様々な分野の旬な法律トピックス
- □ベトナムビジネス
- □インドビジネス
- □ロシアビジネス
- □再生可能エネルギー
- □農林水産
- □イノベーション/テクノロジー
- □その他(ご興味のある分野をご教示ください。)

【英語】

□ジェネラル/様々な分野の旬な法律トピックス

執筆者

HANOI / HO CHI MINH CITY



> View Profile

弁護士 三浦 康晴 (アソシエイト) 第二東京弁護士会 ベトナム登録外国弁護士

E-mail: yasuharu.miura@aplaw.jp Mobile: +84-8-9857-7076

M&Aや一般企業法務と共に、ベトナム・ロシアといった新興国進出案件に携わってきました。 2017年2月よりベトナムのAPACに出向し、 日系企業進出、国際取引、紛争解決等の分野で幅広く活躍しています。

TOKYO •

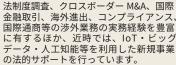


Profile

第二東京弁護士会法制度調査、クロ

弁護士 鈴木 由里

(パートナー)





> View Profile

弁護士 戸松 夏子 (アソシエイト) 東京弁護士会

2013 年 8 月より APAC のホーチミンオフィスに出向していました。ベトナムでは、クロスボーダー法務、M&A、一般企業法務、倒産処理、労働事件等の分野で幅広く活躍し、その経験を活かして、現在は東京から日系企業のベトナム進出支援をサポートしています。



弁護士 二本松 裕子 (パートナー) 第二東京弁護士会

ベトナムプラクティスメンバーとして、 主に、インフラ整備・プロジェクト関係・ 紛争解決等を担当しています。



> View Profile

ベトナム社会主義共和国弁護士[・] ダン・ミン・チャウ (アソシエイト)

日系企業のベトナム進出、および進出後 における様々な法的課題解決に際しての 経験を豊富に有しています。現在は、日本語 も活かしながら、東京において日系企業 の海外での事業支援に携わっています

'但し、外国法事務弁護士の登録はない。

| Page 4/4 |

2020年4月 No.VNM_022

バックナンバー

- No.021「ベトナムにおける小売・卸売事業に係る外資規制」(2020年2月28日)
- No.020「ベトナムにおける不動産制度の概要-土地法改正の動向も踏まえて-」(2019年12月25日)
- No.019「ベトナム進出時、進出後におけるライセンス取得のポイントーホテル事業を題材として解説ー」(2019年10月17日)
- No.018「ベトナム法人による外国ローン借入及び担保設定について」(2019年8月2日)
- No.017「ベトナムにおける労働者の解雇について 労働法改正の動向も踏まえて」(2019年6月13日)
- No.016「日本・ベトナム間における人材関連事業について 技能実習、特定技能による日本での雇用、ベトナムでの人材関連事業関連規制の概要」(2019年4月22日)
- No.015「ベトナムにおける再生可能エネルギー関連法規制の概要 太陽光発電FITの運用、発電プロジェクト出資時の留意点も踏まえて」(2019年2月28日)
- No.014「ベトナム最新法令情報 (2018年下半期) サイバーセキュリティ、技術移転、外国人の社会保険加入、労働法関連規制の制定・変更について (2018年12月20日)
- No.013「ベトナムにおける企業不正発生リスクに対する事前・事後対応」(2018年10月18日)
- No.012「ベトナムにおけるM&A、合弁事業実施時のポイントとリスク管理」(2018年8月1日)
- No.011「ベトナムにおける国営企業株式化の現状と法規制」(2018年6月14日)
- No.010「ベトナムにおける労働契約締結時の留意点」(2018年4月20日)
- No.009「ベトナムにおける紛争解決について ―トラブル発生時の初期対応から裁判・仲裁まで」(2018年2月14日)
- No.008「商品表示に関する新規制」(2017年12月15日)
- No.007「ベトナムへの投資をめぐる登録申請実務」(2017年10月18日)
- No.006「ベトナムにおけるサイバー情報保護法について」(2017年8月4日)
- No.005「ベトナムにおける商事調停に関する新政令について」(2017年6月8日)
- No.004「ベトナムにおける情報アクセスに関する新法」(2017年4月4日)
- No.003「ベトナムにおける職業訓練機関の設立、分割、分離及び合併の要件に関する新たな規定」(2017年2月8日)
- No.002「ベトナム改正民法の主な変更点」(2017年1月10日)
- No.001「ベトナムにおける代理制度と企業が取引を行う際の留意点」(2016年11月10日)

> View About | Vietnam Practice

このニューズレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニューズレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業(「渥美坂井」)の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニューズレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニューズレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニューズレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。